

[事案 26-132] ガン入院等給付金支払請求

・平成 27 年 3 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」「継続入院」に該当せず入院給付金、在宅療養給付金が支払われないことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

大腸ガンが腹部で破裂したため平成 26 年 3 月 26 日～4 月 4 日（入院①）、5 月 7 日～5 月 15 日（入院②）、6 月 2 日～14 日（入院③）に入院し、5 月 8 日（手術①）と 6 月 3 日（手術②）に手術を受けたので、ガン保険の入院給付金、在宅療養給付金、診断給付金を請求したところ、診断給付金、入院②③の入院給付金が支払われた。

しかし、入院①の入院給付金は、主治医からガンと告げられた日が 5 月 8 日であることを理由に、在宅療養給付金は、継続入院期間が 20 日間未満であることを理由に、約款上の支払事由に該当しないとして不支払となった。ついては、入院①の入院給付金、在宅療養給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院①は、診断書等によれば、ガン診断確定後の入院ではなく、ガンの治療を直接の目的とする入院ではないので、約款上の入院給付金の支払事由に該当しない。
- (2)入院①②③は、いずれも断絶なく 20 日以上継続していないので、約款上の在宅療養給付金の支払事由に該当しない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立人の入院には客観的・合理的な必要性・相当性があったとは言えず、通院による治療が可能であったと判断でき、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 約款規定

約款では、入院給付金の支払事由を、①責任開始日以後に初めてガンと診断確定されていること、②責任開始日以後にガンの治療が必要とされ、その治療を受けることを直接の目的として入院していること、という 2 つの要件に該当したときと規定している。また、「ガンの診断確定」の意義を、医師によって、病理組織学的所見、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされたものでなければならない、と規定している。また、在宅療養給付金の支払事由を、①入院給付金の支払事由に該当する入院の後、退院し、在宅療養をしていること、②その入院が 20 日以上継続した入院であること、という 2 つの要件に該当したときと規定している。

2. 入院給付金

入院証明書によると、申立人は、6 月 13 日に、病理組織学的所見により上行結腸癌と診断されている。また、医師回答書によれば、入院①の際、CTにて上行結腸の壁肥厚と周囲の脂肪組織濃度の上昇が認められ、血液で炎症所見もあり、抗生剤治療を行ったところ軽快し退院

した。よって、入院①の際にはガンと診断確定されておらず、入院①はガンの治療を受けることを直接の目的とする入院とは言えないので、入院給付金の支払事由には該当しない。

3. 在宅療養給付金

入院①は、入院給付金の支払事由に該当する入院でないうえ継続入院 20 日間に満たない。また、入院②③も継続入院 20 日間に満たないので、在宅療養給付金の支払事由に該当しない。